

資料編

資料編 目次

【組織・人事関係】

資料 1-1	八街市防災会議条例.....	1
資料 1-2	八街市防災会議運営要領.....	2
資料 1-3	八街市防災会議の権限に属する事項のうち会長が処理できる事項について.....	3
資料 1-4	八街市防災会議委員名簿.....	4
資料 1-5	八街市災害対策本部条例.....	5
資料 1-6	八街市災害対策本部事務分掌表.....	6
資料 1-7	災害時非常配備職員名簿様式.....	9

【災害危険箇所等】

資料 2-1	土砂災害警戒区域一覧.....	10
資料 2-2	既往災害実績図（平成 22 年～平成 29 年）.....	10
資料 2-3	既往風水害一覧表（平成 10 年～平成 24 年）.....	12
資料 2-4	地形分類図.....	15

【災害情報関係】

資料 3-1	気象警報・注意報の発表基準.....	16
資料 3-2	雨量観測所一覧.....	16
資料 3-3	佐倉市八街市酒々井町消防組合通信規程.....	18
資料 3-4	千葉県危機管理情報共有要綱（抜粋）.....	23
資料 3-5	防災無線（同報系）.....	40

【避難・物資・輸送関係】

資料 4-1	指定緊急避難場所・指定避難所一覧表.....	41
資料 4-2	市の備蓄品.....	42
資料 4-3	緊急輸送道路分布図.....	43
資料 4-4	市内の千葉県倉庫協会加盟倉庫事業者一覧.....	44

【実施基準・協定等】

資料 5-1	千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例.....	45
資料 5-2	災害救助法による救助の程度、方法及び期間.....	47
資料 5-3	八街市自主防災組織整備事業資機材購入補助金交付要綱.....	52
資料 5-4	災害協定一覧.....	53

資料 1 - 1 八街市防災会議条例

昭和 38 年 9 月 25 日
条例第 18 号

(目的)

第 1 条 この条例は災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、八街市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 八街市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市の地域に係る災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第 3 条 防災会議は、会長及び委員 32 人以内をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 千葉県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 千葉県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 佐倉市、八街市、酒々井町消防組合消防長及び八街市消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (8) その他市長が必要と認めた者
- 6 前項第 7 号及び第 8 号の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は関係地方行政機関の職員、千葉県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に図って定める。

(以下略)

資料1-2 八街市防災会議運営要領

(目的)

第1条 この要領は、八街市防災会議条例（昭和38年条例第18号）第5条の規定に基づき、八街市防災会議（以下「防災会議」という。）の議事及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 防災会議は、会長が招集し、議長となる。

2 委員は、防災会議において審議する必要があると認めたときは、会長に会議の招集を求めることができる。

(委任による処理)

第3条 防災会議の権限に属する事項で、その議決により特に指定したものは、会長において処理することができる。

2 前項の規定により処理したときは、会長は次の防災会議にこれを報告しなければならない。

(部会)

第4条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属するべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(部会の会議)

第5条 部会は、部会長が招集する。

2 部会長は、部会を招集するときは、予め会長にこれを通知しなければならない。

3 部会長は、部会の経過及び結果を防災会議に報告しなければならない。

(幹事会)

第6条 防災会議に、幹事会を置くことができる。

2 幹事は、八街市の職員のうちから会長が指名する。

3 幹事は、防災会議の所轄事務において、委員及び専門委員を補佐する。

4 会長は、必要の都度幹事を招集して、事務を処理させることができる。

(庶務)

第7条 防災会議の庶務は、総務部防災課が処理する。

(以下略)

資料1-3 八街市防災会議の権限に属する事項のうち会長が処理できる事項について

八街市防災会議運営要領第3条の規定により、会長が処理できる事項は次のとおりとする。

- 1 関係機関等に対する協力の要求に関すること。（災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第21条）
- 2 法第42条第1項の規定により、地域防災計画の修正を行う場合であって、法令等の改正に伴う義務付けにより、計画の修正が必要になったとき。
- 3 法第42条第1項の規定により、地域防災計画の修正を行う場合であって、緊急を要するため防災会議を開くことができないとき。
- 4 法第42条第1項の規定により、地域防災計画の修正を行う場合であって、その修正内容が軽易な内容であるとき。
- 5 その他軽易な事項

【組織・人事関係】

資料1-4 八街市防災会議委員名簿

平成29年5月31日現在

該 当	役 職	備 考
会 長	八街市長	
1号委員	農林水産省関東農政局千葉県拠点地方参事官	
〃	陸上自衛隊第1空挺団第2普通科大隊第5中隊長	
2号委員	千葉県印旛地域振興事務所長	
〃	千葉県印旛土木事務所長	
〃	千葉県印旛健康福祉センター長	
〃	千葉県印旛農業事務所長	
3号委員	千葉県警察本部佐倉警察署長	
4号委員	八街市副市長	
〃	八街市総務部長	
〃	八街市市民部長	
〃	八街市福祉部長	
〃	八街市健康子ども部長	
〃	八街市経済環境部長	
〃	八街市建設部長	
〃	八街市教育委員会教育次長	
〃	八街市水道課長	
5号委員	八街市教育委員会教育長	
6号委員	佐倉市八街市酒々井町消防組合消防長	
〃	八街市消防団長	
7号委員	東日本旅客鉄道株式会社佐倉駅長	
〃	東京電力パワーグリッド株式会社成田支社東金事務所長	
〃	東日本電信電話株式会社千葉事業部千葉支店長	
8号委員	千葉みらい農業協同組合八街支店長	
〃	八街商工会議所会頭	
〃	印旛市郡医師会八街地区代表	
〃	印旛郡市歯科医師会八街地区代表	
〃	八街市薬剤師会会長	
〃	元四街道市消防本部次長	
〃	八街市区長会長	
〃	社会福祉法人八街市社会福祉協議会会長	
〃	八街市連合婦人会会長	
〃	(学法)千葉黎明学園理事長	

(注) 該当は、条例第3条第5項各号の該当項目を指す。

資料 1－5 八街市災害対策本部条例

昭和 38 年 9 月 25 日
条例第 19 号

(目的)

第 1 条 この条例は災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、八街市災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は部の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し、必要な事項は災害対策本部長が定める。

(以下略)

【組織・人事関係】

資料1-6 八街市災害対策本部事務分掌表

■各部共通

	所 掌 事 務
各 部 主 管 班 共 通	<ul style="list-style-type: none"> ○ 部内の情報収集と集約に関する事。 ○ 部内への指令等の伝達に関する事。 ○ 部内の総合調整に関する事。 ○ 部内の所掌事務の進捗管理に関する事。 ○ 本部事務局との調整に関する事。 ○ 本部事務局（情報班）への報告（定時・臨時）に関する事。
各 部 ・ 各 班 共 通	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所掌事務に必要な情報の収集・伝達及び災害記録に関する事。 ○ 所掌事務に必要な資機材の調達に関する事。 ○ 所掌事務に係る機関・団体との連絡、調整及び応援に関する事。 ○ 所管施設の保全及び利用者の安全確保に関する事。 ○ 所管施設の被害調査、応急・復旧対策に関する事。 ○ 所掌事務に係る専門ボランティアとの調整に関する事。 ○ 管理施設に災害対策拠点（避難所、救護所、物資集配拠点、臨時ヘリポート等）が設置される場合の設置・運営の協力。 ○ 避難が長期化した場合の避難所運営支援の協力。

○以下の各部局の表の最上段に記載の班が各部主管班となる。（例：本部事務局は本部班）

○各班の構成組織の最上段に記載の課の課長が班長となる。（例：本部班は防災課長）

■本部事務局（局長：総務部長）

班 名	構成組織	所 掌 事 務
本部班	防災課 監査委員事務局 秘書広報課 市民協働推進課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策本部の設置・解散に関する事。 ○ 地震・気象情報の収集に関する事。 ○ 避難勧告等の発令に関する事。 ○ 防災行政無線の統制に関する事。 ○ 本部長、副本部長の秘書に関する事。 ○ 災害対策本部会議の庶務に関する事。 ○ 災害見舞者及び視察者の対応に関する事。 ○ 災害広報及び報道機関との連絡調整に関する事。
総務班	総務課 議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本部事務局内及び各部との連絡、部門間の調整に関する事。 ○ 職員の動員及び派遣と災害対策従事状況の管理に関する事。 ○ 自衛隊の派遣要請に関する事。 ○ 県及び他自治体等への応援要請、受入れに関する事。 ○ 災害対策従事者（職員等）の給食等に関する事。 ○ 議会との連絡調整に関する事。
情報班	企画政策課 システム管理課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各部及び局内各班からの各種情報の収集と集約に関する事。 ○ 通報等の受信及び伝達に関する事。 ○ 災害相談総合窓口の設置、運営に関する事。 ○ 災害復興計画の策定に関する事。
管財班	財政課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害関係の予算及び資金調達に関する事。 ○ 災害対策本部の施設の開設に関する事。 ○ 市有車両の配車及び緊急通行車両の届出並びにその他応援車両

【組織・人事関係】

		及び燃料等の確保に関すること。 ○ 市有財産の被害状況のとりまとめに関すること。
会計班	会計課	○ 災害関係経費の出納に関すること。 ○ 義援金の保管並びに支給に関すること。

■市民部（部長：市民部長）

班名	構成組織	所掌事務
調査班	市民課 国保年金課 課税課 納税課	○ 被害状況調査に関すること。 ○ 固定資産税、市民税などの減免に関すること。 ○ 被害家屋認定調査及び罹災証明に関すること。 ○ 被災者生活再建支援金の支給に関すること。

■福祉部（部長：福祉部長）

班名	構成組織	所掌事務
厚生班	社会福祉課	○ 被災者、避難者情報のとりまとめに関すること。 ○ 災害救助法の事務の総括に関すること。 ○ 義援金の受付に関すること。 ○ 災害弔慰金の支給、災害救護資金の貸付に関すること。 ○ 災害ボランティアに関すること。 ○ 遺体の処置、埋火葬に関すること。 ○ 要配慮者（外国人）の支援に関すること。
福祉班	障がい福祉課 高齢者福祉課 老人福祉センター つくし園	○ 要配慮者（高齢者、障害者等）の支援に関すること。 ○ 福祉避難所に関すること。

■健康子ども部（部長：健康子ども部長）

班名	構成組織	所掌事務
児童班	子育て支援課 保育園	○ 避難所（保育園）に関すること。 ○ 保育園児の保護に関すること。 ○ 応急保育に関すること。
医療班	健康増進課	○ 医療・救護に関すること。 ○ 防疫（保健衛生）に関すること。 ○ 要配慮者（乳幼児、妊産婦）に関すること。

■経済環境部（部長：経済環境部長）

班名	構成組織	所掌事務
農政班	農政課 農業委員会	○ 食糧等の調達支援に関すること。 ○ 農林業関係の被害調査、応急対策に関すること。 ○ ため池・農業用水路のはん濫等の警戒、二次災害防止に関すること。
清掃班	環境課	○ 防疫（消毒）に関すること。 ○ し尿の収集、処理に関すること（簡易トイレによる収集を含む）。 ○ 仮設トイレの配置に関すること。 ○ 飲料水の衛生に関すること。 ○ 環境汚染等の防止、放射線等のモニタリングに関すること。 ○ ペット対策に関すること。

【組織・人事関係】

	クリーン推進課	○ 災害廃棄物の収集・処理に関する事。
商工班	商工観光課	○ 食料及び生活必需品の調達並びに避難所等への供給に関する事。 ○ 商工業の被害調査、応急対策に関する事。 ○ 燃料の確保及び拠点施設等への供給に関する事。

■建設部（部長：建設部長）

班名	構成組織	所掌事務
土木班	道路河川課	○ 道路、河川等の警戒、被害調査及び応急対策・復旧に関する事。 ○ 土砂災害の警戒及び応急対策に関する事。 ○ 緊急輸送道路の確保に関する事。 ○ 救出活動の支援に関する事。
都市班	都市計画課	○ 都市計画施設、市営住宅の被害調査、応急対策・復旧に関する事。 ○ 応急仮設住宅確保、管理に関する事。 ○ 建築物及び宅地の応急危険度判定に関する事。 ○ 被災家屋の修理、障害物除去等に関する事。 ○ 駅前滞留者の対策に関する事。
下水班	下水道課	○ 下水道施設の被害調査、応急対策・復旧に関する事。 ○ マンホールトイレの設置に関する事。

■水道部（部長：水道課長）

班名	構成組織	所掌事務
水道班	水道課	○ 水道施設の被害調査、応急対策・復旧に関する事。 ○ 応急給水に関する事。 ○ 水質の管理保全に関する事。

■教育部（部長：教育部長）

班名	構成組織	所掌事務
教育班	教育総務課	○ 学校施設の保全及び被害調査及び応急対策・復旧に関する事。
学校班	学校教育課 幼稚園 学校給食 センター	○ 幼稚園児、児童生徒の保護に関する事。 ○ 応急教育に関する事。 ○ 被災園児・児童・生徒の調査、学用品の調達に関する事。 ○ 避難所（学校等）開設及び管理に関する事。 ○ 炊き出しの支援に関する事。
社会班	社会教育課 スポーツ振興課 中央公民館 図書館 郷土資料館 スポーツラザ	○ 避難所（公民館等）の開設・管理に関する事。 ○ 臨時ヘリポート、物資集積拠点の開設・管理に関する事。 ○ 文化財、公民館等の被害調査及び応急対策・復旧に関する事。

■消防団（団長：消防団長）

班名	構成組織	所掌事務
	消防団	○ 消防活動に関する事。 ○ 避難誘導に関する事。 ○ 行方不明者の捜索、火災調査等の協力に関する事。

資料1-7 災害時非常配備職員名簿様式

平成 年度

No	氏名	所属課	役職	災害対策本部 の所属班	担当避難所 (避難所直行職員に 指名されている場合)	配備段階(勤務先参集は●、避難所直行は○)				
						注意配備	警戒配備	第1配備	第2配備	第3配備
1	八街 太郎	〇〇課	課長	□□班			●	●	●	●
2	田中 次郎	〇〇課	課長補佐	□□班			●	●	●	●
3	佐藤 三郎	〇〇課	△△係長	□□班				●	●	●
4	吉岡 史郎	〇〇課	◇◇主査	□□班	八街小学校			○	○	○
5	武田 吾郎	〇〇課	◇◇主査	□□班					●	●
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
合計人数(○避難所直行を除く。)							2	3	4	4

【災害危険箇所等】

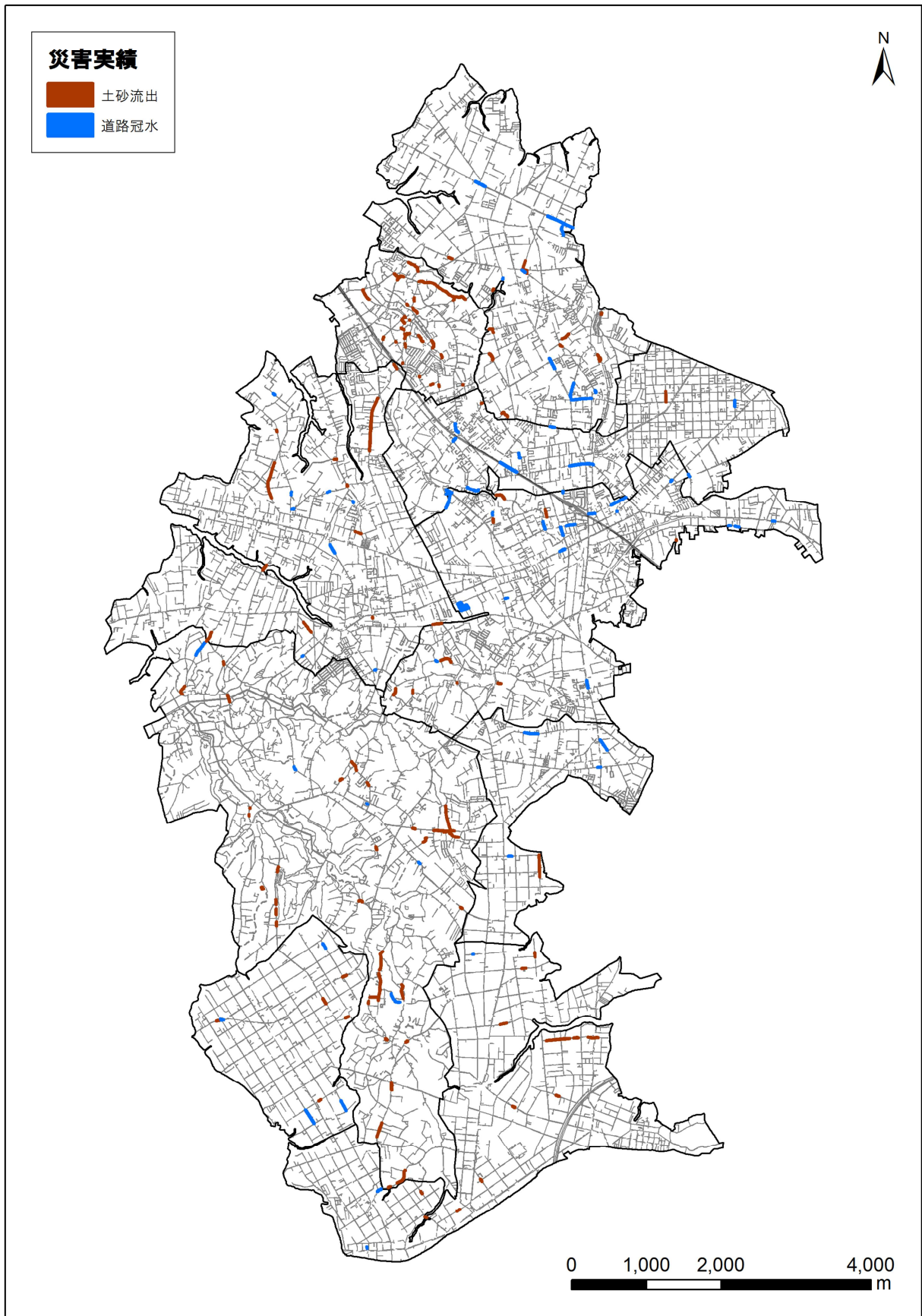
資料2-1 土砂災害警戒区域一覧

(千葉県、平成27年2月20日告示)

番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	特別警戒区域の有無
1	岡田	岡田	急傾斜地の崩壊	有り
2	大谷流	大谷流	〃	〃
3	根古谷	根古谷	〃	〃
4	勢田	勢田1	〃	〃
5	勢田	勢田2	〃	〃
6	榎戸	榎戸2	〃	〃
7	榎戸	榎戸3	〃	〃
8	榎戸	榎戸4	〃	〃
9	榎戸	榎戸5	〃	〃
10	岡田	岡田1	〃	〃
11	岡田	岡田2	〃	〃
12	岡田	岡田3	〃	〃
13	用草	用草1	〃	〃
14	用草	用草2	〃	〃
15	用草	用草3	〃	〃
16	勢田	勢田3	〃	〃
17	勢田	勢田4	〃	〃
18	勢田	勢田5	〃	〃
19	東吉田	東吉田1	〃	〃
20	東吉田	東吉田2	〃	〃
21	東吉田	東吉田3	〃	〃
22	東吉田	東吉田4	〃	〃
23	東吉田	東吉田5	〃	〃
24	東吉田	東吉田6	〃	〃
25	東吉田	東吉田7	〃	〃
26	東吉田	東吉田8	〃	〃
27	小谷流	小谷流1	〃	〃
28	小谷流	小谷流2	〃	〃
29	小谷流	小谷流3	〃	〃
30	大谷流	大谷流1	〃	〃
31	大谷流	大谷流2	〃	〃
32	大谷流	大谷流3	〃	〃
33	大谷流	大谷流4	〃	〃
34	根古谷	根古谷3	〃	〃

【災害危険箇所等】

資料2-2 既往災害実績図（平成22年～平成29年）



【災害危険箇所等】

資料2-3 既往風水害一覧表（平成10年～平成29年）

年月日	種別	総雨量 (mm)	時間最大 雨量(mm)	被害状況
平成10年9月16日	台風5号			道路冠水5箇所
平成13年10月10日	豪雨	220	44	道路冠水21箇所(うち床下浸水3棟) 水路冠水1箇所 住宅浸水1棟(うち床下浸水8棟)
平成14年9月8日	大雨	16.5	9	冠水4箇所
平成14年9月30日 ～10月1日	台風21号	89.5	9	道路冠水10箇所 水路氾濫1箇所 土砂流出1件
平成14年10月7日	降雨	33	9	道路冠水3箇所 水路氾濫1箇所
平成14年10月16日	降雨	21	19	道路冠水1箇所 水路氾濫1箇所 土砂流出2箇所 碎石流出2箇所
平成15年8月5日	集中豪雨	31	16	道路冠水8箇所 (うち、床下浸水1箇所) 畑冠水1箇所 敷地冠水1箇所 土砂流出1箇所
平成15年8月15日	集中豪雨	238	18	道路冠水10箇所 敷地内冠水1箇所 遊水池1箇所 水路1箇所
平成15年9月21日～22日	降雨	109	8	道路冠水1箇所
平成16年5月20日～21日	降雨	70.5	8	冠水5箇所
平成16年9月4日～5日	集中豪雨	157.5	48	冠水2箇所 法面くずれ8箇所(うち6箇所崩壊) 路肩くずれ3箇所(うち1箇所崩壊)
平成17年6月22日	梅雨前線	41.5	10	道路冠水7箇所 敷地内冠水1箇所 水路氾濫1箇所
平成17年7月26日	台風7号	76.5	14	道路冠水4箇所
平成17年8月23日	雷雨伴う大雨	30	11	被害の詳細不明
平成18年1月14日	集中豪雨	95	23	床下浸水2棟 道路冠水6箇所 水路氾濫1箇所 土砂流出52件箇所
平成18年10月6日	大雨	211.5	13.5	道路冠水4箇所
平成19年7月14日～15日	梅雨前線、 台風4号	154	29.5	道路冠水8箇所 法面崩壊3箇所 土砂流出2箇所
平成19年9月6日～7日	台風9号	98.5	23.5	道路冠水4箇所
平成19年9月12日	集中豪雨	103.5	39	道路冠水15箇所 床下浸水2棟 敷地内浸水2箇所 土砂流出11箇所 水路氾濫3箇所
平成19年10月27日	秋雨前線、 台風20号	121.5	15	被害なし
平成20年5月20日	台風4号	40.5	13.5	道路冠水2箇所
平成20年8月5日	集中豪雨	90	81	冠水17箇所 土砂流出9箇所

【災害危険箇所等】

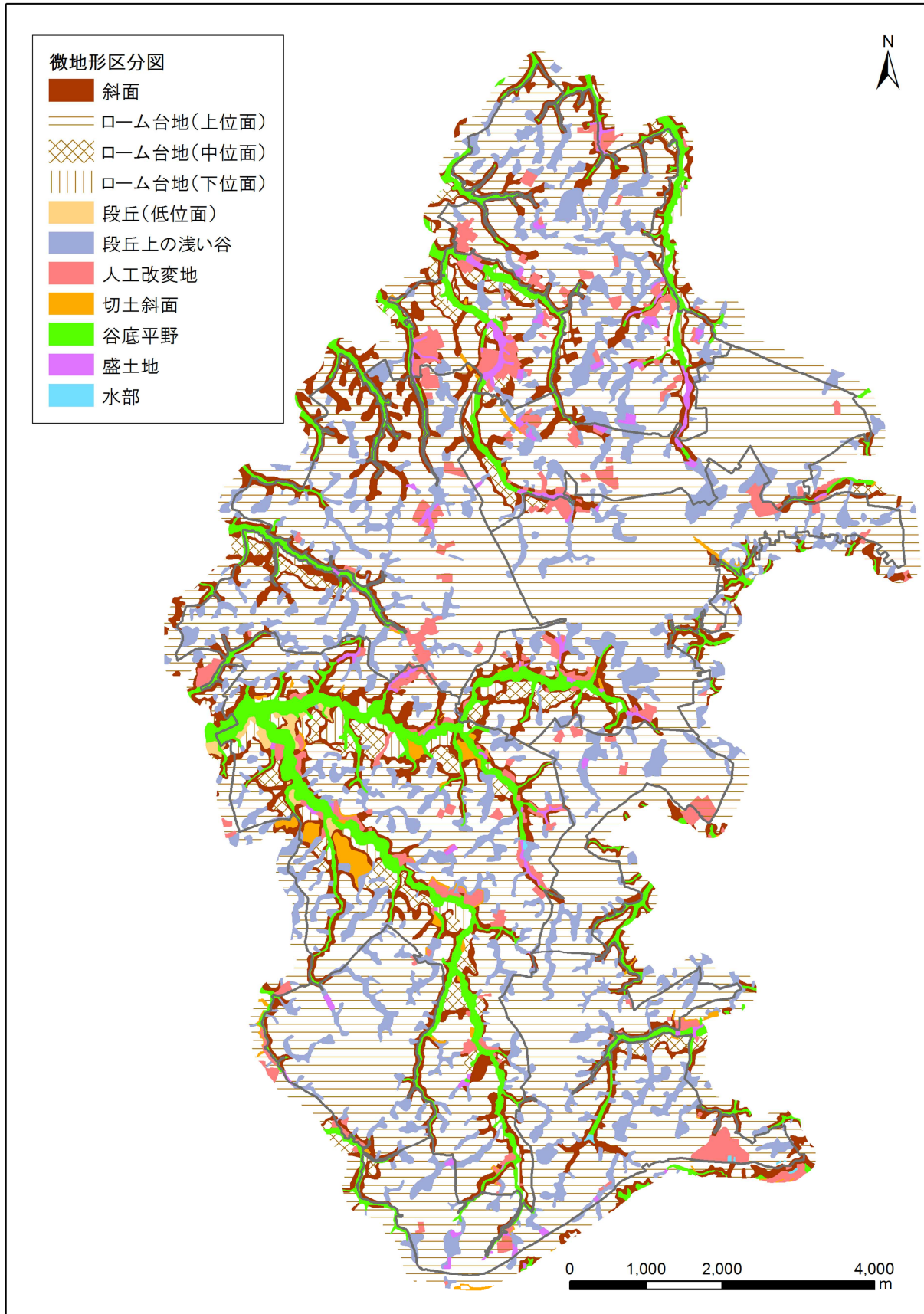
年月日	種別	総雨量 (mm)	時間最大 雨量(mm)	被害状況
平成 20 年8月 29 日	集中豪雨	150.5	52	道路冠水 10 箇所 道路損壊等 4箇所 土砂流出等 13 箇所
平成 20 年8月 30 日	集中豪雨	25	18.5	道路冠水3箇所 道路損壊4箇所 土砂流出 18 箇所
平成 20 年9月 19 日～20 日	秋雨前線、 台風 13 号	89.5	23.5	道路冠水7箇所 土砂流出3箇所
平成 20 年9月 21 日	大雨	44	17.5	道路冠水2箇所 土砂流出1箇所
平成 21 年8月 10 日～11 日	台風9号	86	31	冠水6箇所 道路破損1箇所 土砂流出8箇所
平成 21 年 10 月 14 日	雷雨	34.5	19	道路冠水1箇所 土砂流出 10 箇所
平成 21 年 10 月 26 日～27 日	台風 20 号	90	17.5	道路冠水7箇所
平成 22 年6月 23 日	梅雨前線	28	20.5	道路冠水5箇所
平成 22 年9月 8 日～9日	台風9号	75	28.5	冠水7箇所
平成 22 年9月 16 日	大雨	56	17.5	冠水8箇所
平成 22 年9月 28 日	降雨	141	17	冠水2箇所
平成 22 年 10 月 9 日～10 日	連続降雨	113	21.5	冠水2箇所 路肩損壊1箇所 土砂流出6箇所
平成 22 年 11 月 1 日	大雨	85	51.5	床下浸水2棟 敷地内浸水2箇所 道路冠水7箇所 土砂流出 29 箇所
平成 22 年 12 月 3 日	大雨	69.5	23.5	冠水2箇所 土砂流出 19 箇所
平成 22 年 12 月 22 日	大雨	80.5	32.5	冠水 14 箇所 土砂流出 49 箇所
平成 23 年6月 13 日	降雨	39	12	道路冠水4箇所 道路損壊1箇所 土砂流出2箇所
平成 23 年9月 20 日	台風 15 号	137.5	21	道路冠水8箇所
平成 24 年2月 7 日	降雨	44	18	道路冠水6箇所
平成 25 年4月 3 日	大雨	66.5	22	道路冠水4箇所
平成 25 年9月 15 日～16 日	降雨	11	6	倒木8箇所 土砂5箇所 その他2箇所(フェンス倒壊、建物屋根 材飛散)
平成 25 年 10 月 15 日～16 日	台風 26 号	306	39.5	道路冠水多数 床上浸水6件 床下浸水 61 件 停電 1,850 件 道路崩壊1箇所
平成 26 年2月 5 日	降雪			降雪2～4cm
平成 26 年2月 9 日～10 日	大雪			倒木 10 箇所 電線破損5箇所
平成 26 年2月 14 日～15 日	集中豪雨	142	23.5	道路冠水1箇所 倒木1箇所 土砂流出1箇所
平成 26 年 10 月 5 日～6 日	台風 18 号	176.5	19.5	倒木 14 件 冠水8件

【災害危険箇所等】

年月日	種別	総雨量 (mm)	時間最大 雨量(mm)	被害状況
平成 26 年 10 月 13 日～14 日	台風 19 号	17	4.5	倒木2件 穴ぼこ2件
平成 27 年7月3日	大雨	74	35	冠水9箇所
平成 27 年8月 20 日	竜巻または 漏斗雲	Fスケール 不明		—
平成 27 年 12 月 11 日	暴風雨	18.5	4.5	倒木5箇所
平成 28 年4月4日	大雨	28	13.5	道路冠水6箇所
平成 28 年5月 17 日	大雨	48	11.5	冠水2箇所
平成 28 年8月 16 日～17 日	台風7号	69.5	14.5	土砂流出2箇所
平成 28 年8月 22 日	台風9号	98.5	22.5	道路冠水 倒木 穴ぼこ
平成 28 年8月 24 日	大雨	63	53.5	道路冠水
平成 28 年8月 29 日～30 日	台風 10 号	29.5	8.5	倒木4箇所 倒竹5箇所
平成 28 年9月 13 日	台風 13 号	40	17	冠水 土砂 道路破損
平成 29 年7月4日	台風3号	19.5	6	倒木1件

※雨量が斜字のものはアメダス観測点（佐倉）により、その他は市の資料による。竜巻等は気象庁資料による。

資料2-4 地形分類図



【災害情報関係】

資料3-1 気象警報・注意報の発表基準

八 街 市	府県予報区		千葉県	
	一次細分区域		北西部	
	市町村等をまとめた地域		印旛	
警 報	大 雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	21
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	119
	洪 水		流域雨量指数基準	高崎川流域=6.2、南部川流域=7.1
			複合基準	高崎川流域=(5.3.5)、南部川流域=(5.4)
			指定河川洪水予報による基準	—
	暴 風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s 雪を伴う
	大 雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10cm
	波 浪		有義波高	
	高 潮		潮 位	
注 意 報	大 雨		表面雨量指数基準	6
			土壌雨量指数基準	98
	洪 水		流域雨量指数基準	高崎川流域=4.9、南部川流域=5.6
			複合基準	高崎川流域=(5.3.2)、南部川流域=(5.3.6)
			指定河川洪水予報による基準	—
	強 風		平均風速	13m/s
	風 雪		平均風速	13m/s 雪を伴う
	大 雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5cm
	波 浪		有義波高	
	高 潮		潮 位	
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融 雪			
	濃 霧		視 程	100m
	乾 燥		最小湿度 30%で、実効湿度 60%	
	なだれ			
	低 温		夏季（最低気温）：銚子地方気象台で16℃以下の日が2日以上継続 冬季（最低気温）：銚子地方気象台で-3℃以下、千葉特別地域気象観測所で-5℃以下	
霜		4月1日～5月31日 最低気温4℃以下		
着氷・着雪		著しい着氷（雪）が予想される場合		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm	

【災害情報関係】

資料3-2 雨量観測所一覧

観測地区	設置箇所	所在地	設置団体
山田台	八街市南部グラウンド	八街市滝台 1588-1	千葉県
八 街	八街市役所	八街市八街ほ 35-29	千葉県

資料3-3 佐倉市八街市酒々井町消防組合通信規程

平成28年5月31日
消防本部訓令第7号

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 消防通信の原則（第6条—第8条）
- 第3章 災害通報の覚知及び消防隊の動態等の掌握（第9条、第10条）
- 第4章 有線通信（第11条—第13条）
- 第5章 無線通信（第14条—第24条）
- 第6章 支援情報（第25条—第27条）
- 第7章 管理（第28条—第35条）
- 第8章 補則（第36条—第38条）

附則

- 第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、法令その他別に定めるもののほか、火災、救急、救助及びその他の災害（以下「災害」という。）に対処し、消防業務を迅速、かつ、的確に処理するため、消防通信業務の運用及び管理について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ちば消防共同指令センター（以下「共同指令センター」という。）とは、災害通報を覚知し、消防隊等の出動及びその運用に係る業務（以下「指令管制業務」という。）を行うため、千葉市ほか10市1町8一部事務組合消防指令事務協議会規程（平成23年協議会規程第2号）第2条に規定するちば消防共同指令センターをいう。
- (2) 協議会通信規程とは、千葉市ほか10市1町8一部事務組合消防指令事務協議会消防通信規程（平成26年協議会規程第2号）をいう。
- (3) 協議会管轄区域とは、千葉市ほか10市1町8一部事務組合消防指令事務協議会を設ける市町及び一部事務組合の管轄区域をいう。
- (4) 通信指令室とは、消防本部庁舎内にあって、災害通報の受報、出動指令の受令、消防車両の動態の管理、変更及びその他の業務並びに無線設備を使用した通信の管制に関する業務（以下「通信業務」という。）を行う施設をいう。
- (5) 通信勤務員とは、通信指令室及び消防署又は出張所（以下「署所」という。）において通信業務に従事する職員をいう。
- (6) 職員とは、消防本部又は署所に勤務し、各種消防業務に従事する職員をいう。
- (7) 消防通報用電話とは、電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）第11条第3号に規定する電気通信番号「119」で共同指令センターに災害を通報する電話をいう。
- (8) 消防隊とは、消防隊、救急隊、救助隊等を総称していう。
- (9) 消防通信とは、災害時又は消防活動上必要な通信で、次に掲げる通信をいう。
 - ア 災害通報 災害が発生し、又は発生のおそれがあると認められるとき、消防通報用電話、携帯電話（PHS含む。）、IP電話（インターネット回線を利用した電話）、文字通報（電子メール、ファクシミリ）及び専用回線による通報並びに署所における加入電話（電気通信事業者との契約により敷設される回線に接続されている電話をいう。以下同じ。）、駆付け等により通報される通信
 - イ 指令 共同指令センター又は通信指令室から発する消防隊の出動に関し、指示命令をする通信
 - ウ 現場速報 災害活動に従事する消防隊から共同指令センター又は通信指令室へ伝達される当該災害の状況及び活動内容等に関する通信
 - エ 支援情報通信 共同指令センター又は通信指令室から災害活動に従事する消防隊へ、災害活動に必要とされる支援情報（災害活動を迅速、かつ、的確及び安全に遂行するために必要な情報をいう。以下同じ。）を伝達するための通信

【災害情報関係】

オ 消防情報通信 共同指令センター、通信指令室又は署所から発せられる災害の推移状況、活動内容、その他消防業務上必要な情報を伝達するための通信

カ 業務通信 共同指令センター、通信指令室又は署所若しくは消防隊から消防団、警察、電力事業者、ガス事業者、水道事業者、医療機関及びその他の関係機関（以下「関係機関」という。）に対し、災害に関する情報を伝達するための通信

キ 通常通信 災害以外の消防業務に関し行う通信

(10) 通信指令設備とは、有線設備、無線設備、電源装置及び情報通信機器で、別表第1に掲げるものをいう。

(11) 無線局とは、電波法（昭和25年法律第131号）第2条第5号に規定するもので、別表第2に掲げるものをいう。

(12) 無線従事者とは、電波法第40条第1項第1号から第4号までに定める資格を有する者で、無線設備の操作に従事するものをいう。

(13) 主波とは、活動波のうち佐倉消防波1をいう。

(14) 無線統制とは、無線通信混信及び輻輳を防止するため共同指令センター、通信指令室又は災害現場で通信の制限を行うことをいう。

（無線管理者）

第3条 無線局の管理、監督を行うため、無線管理者を置く。

2 無線管理者は、指揮指令課長をもって充てる。

3 無線管理者は、無線局の事務を掌理する。

（責務）

第4条 職員は、法令を遵守し、通信指令設備の機能を十分に発揮させるよう努めなければならない。

（目的外使用の禁止）

第5条 職員は、通信指令設備及び通信業務上知り得た情報を災害活動その他消防業務の用に供する目的以外に使用してはならない。

第2章 消防通信の原則

（時刻の表示）

第6条 消防通信に使用する時刻の表示は、24時間制により行うものとする。

（通信順位）

第7条 消防通信の優先順位は、災害に係る緊急、かつ、重要な通信を優先し、原則として次の各号に定める順序によるものとする。

- (1) 災害通報
- (2) 指令
- (3) 現場速報
- (4) 支援情報通信
- (5) 消防情報通信
- (6) 業務通信
- (7) 通常通信

（通信勤務員の遵守事項）

第8条 通信勤務員は、通信指令設備の機能に精通し、常に冷静な判断と的確な操作ができるよう努めるとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 通信機器を通信業務以外に使用してはならない。
- (2) 通信業務上において知り得た情報を当該業務以外に利用し、又はみだりに他人に漏らしてはならない。
- (3) 通信は、簡潔明瞭を旨とし、暴言、冗語等を交えてはならない。
- (4) 通信内容に自己判断による注釈を加え、又はその内容を独断で処理してはならない。

第3章 災害通報の覚知及び消防隊の動態等の掌握

（災害通報の覚知）

第9条 職員は、災害通報を覚知したときは、災害の種別、場所、規模、傷病者の状況その他必要な事項を迅速、かつ、的確に把握するものとする。

2 職員は、災害通報を覚知した場合に必要なと認めるときは、口頭指導プロトコールに基づき指導に

【災害情報関係】

努めるものとする。

- 3 職員は、災害を覚知したときは、直ちに共同指令センターへ有線設備、無線設備及び署所端末装置（以下「署所端末装置等」という。）により通報しなければならない。
- 4 職員は、佐倉市八街市酒々井町消防組合の管轄以外に係る災害通報を覚知したときは、直ちに協議会管轄区域では共同指令センターへ署所端末装置等により通報し、協議会管轄区域以外の地域では当該地域を管轄する消防本部等に通報しなければならない。
- 5 覚知の区分は、次のとおりとする。
 - (1) 専用電話 119番回線で覚知したもの
 - (2) 加入電話 119番回線以外の電話で覚知したもの
 - (3) 警察電話 警察専用電話によって覚知したもの
 - (4) 駆付け 署所等へ駆付けにより覚知したもの
 - (5) 自己覚知 職員が直接発見し覚知したもの
 - (6) その他 文字通報及び専用回線通報並びに前各号以外の方法で覚知したもの

(消防隊の動態等の掌握)

第10条 指揮指令課長は、出動隊の編成を行うため、消防隊の編成及び位置並びに動態を常に把握しなければならない。

- 2 消防本部の課長及び消防署長（以下「所属長」という。）は、所属消防隊の編成及び動態登録の操作を適切に行わせ、共同指令センターに通知しなければならない。
- 3 災害活動中若しくは業務出向中の消防隊の長（以下「消防隊長」という。）は、当該車両が事故、故障その他の事由により出動不能となったとき又は当該事由が解消したときは、速やかに、その旨を通信指令室及び共同指令センターに通報しなければならない。

第4章 有線通信

(署所端末装置の取扱い)

第11条 通信勤務員は、次に掲げるところにより署所端末装置を取り扱うものとする。

- (1) 呼出応答は、迅速に行わなければならない。
- (2) 指令の内容が不明なときは、受信終了後に確認を行うものとする。ただし、緊急を要するときには、受信中でも緊急呼出を行うことができるものとする。

(情報共有端末装置等の取扱い)

第12条 情報共有端末装置、指令情報出力装置及び車両運用端末装置の取扱いは別に定める。

(電話等による通信)

第13条 災害の規模等により必要と認められるときは、主要な機関との間の通話通信回線を専用線とすることができる。

- 2 消防隊の活動に必要と認められるときは、携帯電話を備えることとする。

第5章 無線通信

(無線局の区分)

第14条 無線局の種別区分は、別表第2に定めるものとし、無線局の使用波区分は、別表第3に定めるものとする。

(無線局の運用の原則)

第15条 無線局の運用は、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 無線局は、消防通信の目的若しくは通信相手又はその範囲を超えて運用してはならない。
- (2) 無線局は、常に最良の状態に調整し、他局が交信中でないことを確かめて通信しなければならない。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、無線局の運用は、千葉県消防救急無線管理運営規程（平成25年24消第1715号）及び千葉県消防救急無線管理運営要領（平成25年24消第1715号）に基づき行わなければならない。

(無線局の開局及び閉局)

第16条 無線局の開局及び閉局は、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 遠隔制御局及び消防系卓上型固定移動局（以下「遠隔制御局等」という。）は、有線回線が災害、故障その他の事由により途絶した場合に備え、常時開局しておかなければならない。
- (2) 消防系車載型移動局、消防系可搬型移動局及び消防系携帯型移動局（以下「消防系移動局」と

【災害情報関係】

いう。)は、出動又は出向するときに開局し、帰署したときは閉局しなければならない。

(3) 署活系移動局は、通信が必要となる災害に出動又は出向したときに開局し、帰署したときは閉局しなければならない。

(4) 消防隊長は、消防系移動局を一時閉局するときは、共同指令センター及び通信指令室に対して、連絡方法を明らかにしなければならない。

2 指揮指令課長は、遠隔制御局等が無線設備又は電源装置の障害その他の事由により運用できないときは、直ちにその旨を共同指令センター及び署所並びに出動隊に連絡し、必要な措置を講じなければならない。

(通信状況の監視、聴取及び即応の義務)

第17条 遠隔制御局等は、常に移動局の通信状況を傍受し、適正な無線運用を行わなければならない。

2 開局中の無線局は、常に通信状況を聴取し呼出に即応しなければならない。

(無線統制及びその解除)

第18条 無線統制及びその解除は、次に掲げるところにより行うものとする。

(1) 指揮指令課長は、無線局の通信状況を監視し、必要と認めるときは、無線統制を行うことができる。

(2) 佐倉市八街市酒々井町消防組合警防規程(平成5年消防本部訓令第4号)第17条に規定する現場最高指揮者(以下「現場指揮者」という。)は、災害通信の状況により必要と認めるときは、無線統制を行うことができる。

(3) 指揮指令課長及び現場指揮者は、通信状況及び災害状況の推移により、無線統制の必要がなくなったと認めるときは、速やかに無線統制を解除しなければならない。

(4) 指揮指令課長及び現場指揮者は、前各号の規定により無線統制を行うとき、又は解除するときは、共同指令センターに連絡するものとする。

(無線統制の種類)

第19条 無線統制の種類は、別表第4に掲げるとおりとする。

(緊急通信)

第20条 遠隔制御局等又は消防系移動局が緊急通信を行う場合は、無線統制にかかわらず他局の交信中に割り込んで通信を行うことができるものとする。

2 前項の緊急通信を傍受した交信中の無線局は、直ちに当該交信を中止するものとする。

(指令管制業務の移行)

第21条 指揮指令課長は、必要と認めるときは、指令管制業務を行うことができる。

2 指揮指令課長は、前項の規定により指令管制業務を行うときは、行おうとする当該指令管制業務の内容を共同指令センターに連絡しなければならない。

(隣接応援出動時の主波の切替え)

第22条 消防隊は、隣接応援区域に災害出動するときは、千葉県消防長会が定める千葉県内隣接応援時における無線運用計画(平成25年千消会第103号)に基づき消防系移動局の周波数を当該方面の主波に切り替えるものとする。

2 前項の消防隊は、災害活動が終了し、災害現場を離れるときは、自己の方面の主波に切り替えるものとする。

(無線局の通信要領)

第23条 無線局の通信要領及び災害通信における通信内容の秘密の保持を図るため、別に定める通信要領及び略語を使用するものとする。

(無線局の通話試験)

第24条 無線局の通話試験に関する事項は別に定める。

第6章 支援情報

(気象等の情報)

第25条 指揮指令課長は、千葉県又は銚子地方气象台から気象業務法(昭和27年法律第165号)

第2条に規定する気象、地象及び水象に関する情報を受けたときは、速やかに当該情報を警防課及び署所へ伝達するものとする。

2 指揮指令課長は、前項の情報が佐倉市八街市酒々井町消防組合火災警報発令規程(平成17年組

【災害情報関係】

合訓令第1号)第2条に規定する警報の発令基準に該当するときは、速やかに警防課長に連絡するものとする。

(災害時の情報の収集及び伝達)

第26条 指揮指令課長は、災害の状況を把握し、必要な情報収集に努め、災害活動中の消防隊に伝達するものとする。

(支援情報の提供)

第27条 所属長は、災害活動の支援に必要な情報を収集したときは、指揮指令課長に提供するものとする。

2 指揮指令課長は、災害活動が効率的に行われるように、前項の情報を共同指令センター及び署所並びに消防隊に伝達するものとする。

第7章 管理

(指揮指令課長の責務)

第28条 指揮指令課長は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)及び電波法の規定に基づく通信指令設備の設置、変更、移設等の運営事務を管理するほか、次の各号に掲げる事項について管理しなければならない。

(1) 電気通信事業法及び電波法の規定に基づく監督

(2) 消防通信及び通信指令設備の障害の監視

(3) 通信指令設備の保全計画の策定及びこれに基づく障害の未然防止並びに改善、研究及び保守点検整備

(4) 気象情報に関する事項

(5) 無線従事者に対する消防通信の運用に関する指導及び研修

(6) 消防通信に関する関係書類の管理

(7) 通信指令室の入退室管理

(8) その他消防長が必要と認める事項

2 指揮指令課長は、通信指令設備の一部又は全部が使用不能となった場合に備え、対応措置を定めておかななければならない。

3 指揮指令課長は、回線障害等により消防用通報電話を受信できなくなった場合に備え、非常用回線により受信体制を確保するものとする。

4 指揮指令課長は、風水害等により災害が輻輳すると予測させる場合に備え、対応措置を定めておかななければならない。

5 指揮指令課長は、共同指令センターへの職員の派遣に備え、必要な訓練内容を定めておかななければならない。

(所属長の責務)

第29条 所属長は、所属職員を指揮監督して通信指令設備を適正に維持管理しなければならない。

(1) 所属長は、所属職員に毎日1回以上、通信指令設備を点検させ、機能の保全に努めなければならない。

(2) 無線設備の点検は、原則として無線従事者に行わせるものとする。

2 所属長は、商用電源が停止したときは、直ちに通信指令設備の電源を確保しなければならない。

(故障等の報告と措置)

第30条 所属長は、通信指令設備に故障又は異常が発生したときは、応急処置を講ずるとともに、指揮指令課長に故障の原因調査及び修理を依頼するものとする。

2 指揮指令課長は、前項の依頼を受けたときは、速やかに必要な措置を講ずるとともに必要に応じて共同指令センターに故障の原因調査及び修理を依頼するものとする。

3 所属長は、通信指令設備に重大な損傷又は亡失事故が発生したときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、指揮指令課長に連絡しなければならない。

4 指揮指令課長は、前項の報告を受けたときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、消防通信上重大な支障があると認めるときは、警防課長及び共同指令センターに連絡するとともに消防長に報告しなければならない。

(改修等の報告)

第31条 所属長は、通信指令設備に影響を及ぼすおそれのある庁舎等の改修、通信指令設備の移設

【災害情報関係】

その他の工事を行うときは、事前に指揮指令課長に連絡しなければならない。

2 指揮指令課長は、前項の報告を受けたときには、速やかに共同指令センターに連絡するものとする。

3 指揮指令課長は、通信指令設備の改修若しくは調整又は保守点検のため、その機能を制限し、又は停止するときは、事前に所属長に連絡するものとする。

(無線番号体系の把握及び報告)

第32条 指揮指令課長は、無線番号体系に関する事項については、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに共同指令センターに連絡するものとする。

(1) 無線番号体系を追加したとき。

(2) 無線番号体系及び無線局呼出名称の変更又は削除したとき。

(無線従事者の報告及び選任又は解任)

第33条 指揮指令課長は、無線従事者の現況を常に把握しておかななければならない。

2 所属長は、無線従事者の資格に関する事項については、次の各号のいずれかに該当するときは、消防長に報告するものとする。

(1) 職員が無線従事者の資格を有したとき。

(2) 無線従事者の免許を有している職員が退職したとき。

(3) 無線従事者の免許を有している職員の氏名に変更が生じたとき。

3 消防長は、前項の報告を受けたときは、電波法第51条の規定により選任又は解任の手続を行わなければならない。

(無線従事者の任務)

第34条 無線従事者は、常に無線通信に関する知識及び技能の向上に努めるとともに、無線設備の適正、かつ、効率的な運用を図るものとする。

2 無線従事者は、自局に対する通信妨害又は違法な通信を認めたときは、必要な措置を講ずるとともに、直ちに指揮指令課長に報告しなければならない。

(通信指令室への入室制限)

第35条 通信指令室には、指揮指令課員以外の者を入室させてはならない。ただし、指揮指令課長が必要と認めたときは、この限りではない。

2 前項ただし書きにより入室させる場合は、必要に応じ指揮指令課員が立ち会うものとする。

第8章 補則

(記録の保存及び報告)

第36条 指揮指令課長は、別に定める通信業務の記録及び通信指令設備の保全管理状況を記録して保存しなければならない。また、必要に応じて消防長に報告しなければならない。

(台帳等)

第37条 指揮指令課には、別に定める通信指令業務に関する台帳及び簿冊を備えなければならない。

(補則)

第38条 この訓令に定めるもののほか、消防通信の取り扱いについて必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成28年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令施行の際、佐倉市八街市酒々井町消防組合警防規程第12条中「佐倉市八街市酒々井町消防組合通信規程」を「千葉市ほか10市1町8一部事務組合消防指令事務協議会消防通信規程及び佐倉市八街市酒々井町消防組合通信規程（平成28年消防本部訓令第7号）」と読み替えるものとする。

別表第1～第4 <略>

【災害情報関係】

資料3-4 千葉県危機管理情報共有要綱（抜粋）

（別表）被害の認定基準

区分	被害項目	認定基準	備考
人的被害	共通		被害者の居住する市町村と被害発生場所の市町村とが異なる場合は、被害発生場所の市町村が被害報告をする。
	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。	当該災害による負傷者が、発災後48時間以内に死亡した場合は、「死者」として扱う。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者とする。 （※1原則として精神的なものを理由に行方が不明になった場合を除くが、判断は市町村が行う。）	
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者とする。	1. 重傷又は軽傷の別が明らかでない場合は、とりあえず「負傷者」として報告する。 2. 要治療期間については、可能な限り、診断した医師又は病院から正確な情報を得ること。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者とする。	中等症と診断された者について、左記の基準により傷病程度を決めがたい場合は、軽傷者とする。
住家被害	共通	住家とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。	1. 別荘等で現に人が居住していないものは、「非住家」として扱う。 2. 倉庫等は通常非住家と認められるが、人が居住している場合で、当該居住部分に被害を生じた場合は「住家被害」として計上する。 3. 店舗併用住宅の居住部分は「住家」として扱い、店舗部分は「非住家」として扱う。また、両部分にわたり被害を生じた場合は、「住家被害」として計上し、非住家被害としては計上しない。 4. 「棟」とは、一つの独立した建物をいい、離れ、納屋、倉庫等は母屋とは別に1棟として扱う。ただし、ごく小規模なものは除く。二つ以上の棟が渡廊下等で接続している場合には各1棟として計上する。 5. アパート、マンション等の集合住宅が被害を受けた場合は、被災棟数は1棟とし、被災世帯数はその建物に居住する世帯数を計上する。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの。すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ）が甚だしく、補修により元通りに	

【災害情報関係】

区分	被害項目	認定基準	備考
住家被害	全壊	再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。	
	半壊	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。	
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の損壊で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	屋根瓦の相当部分が落ちたような場合は、「一部破損」となるが、屋根の主要部分に被害が生じた場合は、「半壊」以上として扱う。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが土砂・竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。	アパート、マンション等の集合住宅で2階建て以上の建物の被災世帯は、次のように取り扱う。 1. 1階部分が床下浸水の場合、1階に居住する世帯数のみでなく、その建物に居住する世帯数を「床下浸水」に計上する。 2. 1階部分が床上浸水の場合、1階に居住する世帯数は「床上浸水」に、2階以上に居住する世帯数は「床下浸水」に計上する。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。	
非住家被害	共通	住家以外の建築物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入する。	
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等で公用物又は公共の用に供する建物とする。	文教施設・港湾・清掃施設等別に項目を定めてあるものは、「公共建物」に含めない。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	店舗併用住宅の店舗部分のみ被害を受けた場合は、「非住家、その他」として扱う。
	文教施設	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	一つの学校の中で、校舎、体育館等複数の施設が被害を受けた場合でも、文教施設1箇所として被害に計上する。

【災害情報関係】

区分	被害項目	認定基準	備考
非住家被害	病院	医療法第1条第1項に規定する病院（患者20人以上の収容施設を有するもの）とする。	
	罹災世帯	1. 災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。 2. 一部破損及び床下浸水の場合は計上しない。	寄宿舍、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	罹災者	罹災世帯の構成員とする。	
道路被害	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。	1. 高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道の一般交通の用に供する道で、トンネル、渡船施設等を含む。（農業用道路、林道等は含まない） 2. 道路被害の例としては、法面崩壊、がけくずれ、地滑り等の土砂崩れによって道路が陥没したり路肩が崩れたもののほか、地震による路面の不陸、液状化による陥没等が該当する。 3. 道路冠水そのものは道路被害ではないが、冠水中は道路に被害があるか不明であり、また交通に影響を及ぼすことがあるため、被害程度を不明とし、その交通規制状況について報告すること。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。	
	がけくずれ		
	地すべり	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第3項に規定する「地すべり防止施設」とする。	
	急傾斜地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条第2項に規定する「急傾斜地崩壊防止施設」とする。	
その他被害	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理に必要な堤防、護岸、水利、床止、その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	1. 河川被害の例としては、護岸の崩れ、破堤等が該当する。 2. なお、溢水は被害として計上しないが、その状況については報告すること。
	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外郭施設、係留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。	漁港は「港湾」に含めない。
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。	砂防設備とは、砂防ダム・流路工等の土石流災害を防止するための設備をいう。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。	ごみ処理施設とは、一般廃棄物処理施設と産業廃棄物処理施設をいう。

【災害情報関係】

区分	被害項目	認定基準	備考
その他 被害	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。	豪雨、地震等に伴い、一時的に運行を停止し、施設に異常がないことを確認し運行を再開した場合は、路線ごとに各1箇所として被害に計上する。
	被害船舶	ろ・かいのみをもって運転する舟以外で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。	
	海岸	海岸法（昭和31年法律第101号）第2条第1項に規定する「海岸保全施設」とする。	
	水道施設		断水を伴う水道事業者等の施設の被害とする。
	断水戸数	上水道又は簡易水道で断水している戸数で、最新時点における戸数とする。	地域により断水の時間帯が異なる場合は、地域ごとの最新時点における戸数を合計する。
	電気	災害により停電した戸数で、最新時点における戸数とする。	地域により停電の時間帯が異なる場合は、地域ごとの最新時点における戸数を合計する。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。	発信規制により、電話がかかりにくい状態となった場合は、被害に含めない。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数で、最新時点における戸数とする。	1. 地域により供給停止の時間帯が異なる場合は、地域ごとの最新時点における戸数を合計する。 2. 各家庭に取り付けられた安全器が、地震等を感じて作動し、供給が一時的に停止された場合は、被害に含めない。
	ブロック 石塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	
	田の流失 埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。	
	田の冠水	穂の先端が見えなくなる程度に水をつかったものとする。	
	畑の流失 埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。	
	畑の冠水		
火災発生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。		
活動体制	庁内各部局 市町村 消防本部 警察本部	要綱に定める即時報告のことを指し、災害の覚知後30分以内に報告する。	1. 配備人数については、実情を把握しづらい場合、各機関の定める配備定数を報告する。 2. 消防本部及び警察本部については、現行システム上報告する機能がないため、システムからの災害名登録通知を受信確認することで報告に代えるものとする。

(様式1) 人的被害に関する状況

人的被害に関する状況

様式1

整理番号	管轄市町村	管轄消防	覚知時刻	発生時刻	発生住所	年齢	性別	国籍	程度	傷病名	搬送先	状況	報道への公表区分	報告者名	報告者所属	連絡先
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																

※不明箇所は不明と記入して報告する。

※中等症の被害者の程度は、認定基準で判断できない場合、軽傷として扱う。

(様式2-1) 住家被害に関する状況(損壊)

住家被害に関する状況(損壊)

様式2-1

整理番号	住所	種別	世帯数	人員	程度	破損箇所及び被害の詳細	報道への公表区分	報告者名	報告者所属	連絡先
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

※ガラスが数枚割れた程度の被害は報告不要(一部破損ではない)

(様式2-2) 住家被害に関する状況 (浸水被害)

住家被害に関する状況(浸水被害)

様式2-2

整理番号	住所	種別	世帯数	人員	程度	対処状況	備考	報道への公表区分	報告者名	報告者所属	連絡先
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											

(様式2-3) 非住家被害に関する状況

非住家被害に関する状況

様式2-3

整理番号	住所	種別	名称	程度	破損箇所及び被害の詳細	備考	報道への公表区分	報告者名	報告者所属	連絡先
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

(様式3) 交通規制(道路被害) 状況

交通規制(道路被害) 状況														様式3	
整理番号	路線名	区間・場所	道路被害	交通規制	理由	規制(報告)開始	迂回路	規制延長(km)	規制解除(予定)(復旧見込み)	備考	管理者	報道への公表区分	報告者名	報告者所属	連絡先
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															

※状況は分かる限りで記載し、不明箇所は不明として報告。
 ※道路被害や交通規制の理由で土砂が原因の場合、地滑りと分かれば「地滑り」、土砂の流出が崖地であれば「がけくずれ」、それ以外の場合は「土砂崩れ」としてください。
 ※道路被害は、土砂や倒木で路面が覆われているうちは「不明」、撤去後に道路に穴が空けば「道路陥没」、その他は状況に応じて記載してください。
 ※交通規制を伴わない道路被害に関しても報告する。(例)道路の縁が崩れた、もしくは土砂が被ったものの、規制は不要な場合。
 ※道路被害を伴わない交通規制に関しても報告する。(例)道路冠水や倒木による道路規制。
 ※「報道への公表区分」は、市町村が被害を認定し、マスコミへ発表できる状況になったら公表とする。

(様式4) その他の被害に関する状況

その他の被害に関する状況										様式4	
整理番号	事案名	覚知時刻	発生時刻	発生住所	事案の状況	備考	報道への公表区分	報告者名	報告者所属	連絡先	
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											

※状況は分かる限りで記載し、不明箇所は不明として報告する。
 ※二次被害の恐れがある情報、報道機関が大きく取り上げる可能性があるなど、社会的影響の大きな事案について記載する。

(様式5) 避難勧告等発令状況

避難勧告等発令状況

様式5

整理番号	避難勧告等発令区分	発令時刻	解除時刻	対象市町村	対象地域	対象世帯数	対象人数	発令理由	報告者名	報告者所属	連絡先
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											

※対象世帯数及び人数は、正確な把握ができない場合はおおよその数値で良い。

(様式6-1) 保有備蓄物資一覧

保有備蓄物資一覧

様式6-1

No	市町村	品目	数量	単位	1梱包単位の容積			1梱包単位の 入数	1梱包単位の重 量(kg)	保管箇所数
					たて(mm)	よこ(mm)	高さ(mm)			
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

(様式6-2) 集積地点候補地

集積拠点候補地

様式6-2

※緯度経度は10進法により小数点以下7桁まで入力。

No	市町村	施設名	住所	緯度	経度	電話	有効面積 (㎡)	屋根	荷役 機械	大型(10t) 進入可否	受入人数	官/民
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

【災害情報関係】

(消防庁様式)

第1号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名 _____

※ 特定の事故を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他
出火場所	
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (鎮圧日時) (月 日 時 分) (月 日 時 分) 鎮火日時
火元の業態・用途	事業所名 (代表者氏名)
出火箇所	出火原因
死傷者	死者(性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人 死者の生じた理由
建物の概要	構造 建築面積 m ² 階層 延べ面積 m ²
焼損程度	焼損棟数 } 計 棟 焼損面積 全焼棟 } 半焼棟 } 建物焼損床面積 m ² 部分焼棟 } 建物焼損表面積 m ² ぼや棟 } 林野焼損面積 ha
り災世帯数	世帯 気象状況
消防活動状況	消防本部(署) 台 人 消防団 台 人 その他(消防防災ヘリコプター等) 台・機 人
救急・救助活動状況	
災害対策本部等の設置状況	
その他参考事項	

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

【災害情報関係】

第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()					
発生場所						
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、第二種、その他〕				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分			
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	(月 日 時 分)			
消防覚知方法	気象状況					
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()		物質名			
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他()					
施設の概要	危険物施設の区分					
事故の概要						
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人		負傷者等 人 (人)			
			重症 人 (人)			
			中等症 人 (人)			
			軽症 人 (人)			
消 防 防 災 活 動 状 況 及 び 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況			出 場 機 関	出場人員	出場資機材	
			事 業 所	自衛防災組織	人	
				共同防災組織	人	
				そ の 他	人	
			消 防 本 部 (署)		台 人	
			消 防 団		台 人	
			消 防 防 災 ヘ リ コ プ タ ー		機 人	
			海 上 保 安 庁		人	
		自 衛 隊		人		
警戒区域の設定 月 日 時 分		そ の 他			人	
使用停止命令 月 日 時 分						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

【災害情報関係】

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	負傷者等	人 (人)	
	計 人	{ 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人)		
	不明 人			
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助 活動状況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

【災害情報関係】

第4号様式 (その1)

(災害概況即報)

消防庁受信者氏名 _____
 災害名 _____ (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所							発生日時	月 日 時 分					
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		不明	人	軽傷	人	半壊			棟	床下浸水		棟		
						一部破損			棟	未分類		棟		
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)					(市町村)						
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)											
	自衛隊派遣要請の状況													
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策													

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第4号様式（その1） 別紙

都道府県名 ()

(避難勧告等の発令状況)

市町村名	避難指示（緊急）		発令日時	避難勧告		発令日時	避難準備・高齢者等避難開始		発令日時
	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時

※ 対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

第4号様式 (その2)
(被害状況即報)

都道府県	区 分			被 害	区 分	被 害	災 害 等 の 対 設 策 置 本 部 状 況	都 道 府 県 市 町 村
災 害 名 ・ 報 告 番 号	災 害 名 第 報 (月 日 時現在)			田 冠 水 ha	公 立 文 教 施 設	千円		
報 告 者 名	区 分	被 害	煙 流 失・埋 没	ha	農 林 水 産 業 施 設	千円		
			冠 水	ha	公 共 土 木 施 設	千円		
区 分	被 害	文 教 施 設	箇 所	小 計	千円			
		病 院	箇 所	公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	団 体			
人 的 被 害	死 者	人	道 路	箇 所	そ の 他 農 業 被 害	千円		
			橋 り ょ う	箇 所		林 業 被 害	千円	
負 傷 者	重 傷	人	河 川	箇 所	の 商 工 被 害	千円		
			軽 傷	人		水 産 被 害	千円	
住 家 被 害	全 壊	棟 世帯	港 湾	箇 所	他 そ の 他	千円		
			半 壊	棟 世帯		被 害 船 舶 隻	被 害 総 額	千円
一 部 破 損	棟 世帯	人	砂 防	箇 所	災 害 の 概 況	119番通報件数 件		
			清 掃 施 設	箇 所			水 道 戸	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく 応接消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。)
床 上 浸 水	棟 世帯	人	崖 ぐ ず れ	箇 所	応 急 対 策 の 状 況	消防機関等の活動状況		
			鉄 道 不 通	箇 所			電 話 回 線	
床 下 浸 水	棟 世帯	人	被 害 船 舶 隻	被 害 総 額	自 衛 隊 の 災 害 派 遣	そ の 他		
			ガ ス 戸	ガ ス 戸			ブ ロ ッ ク 塀 等 箇 所	
非 住 家	公 共 建 物	棟	り 災 世 帯 数	世 帯	況	自 衛 隊 の 災 害 派 遣		
			そ の 他	棟			火 災 発 生 危 険 物 件	そ の 他

※1 被害額は省略することができるものとする。
 ※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

【災害情報関係】

資料3-5 防災無線（同報系）

No.	無線局の設置場所	名称	No.	無線局の設置場所	名称
1	八街ほ 35	市役所	25	八街ほ 944	五区コミュニティセンター
2	八街は 12	住野分館	26	東吉田 443	最成寺
3	八街は 19- 2	朝陽小学校	27	八街い 206	松林公民館
4	八街は 1-162	藤の台集会場	28	根古谷 763	岡田集会場
5	榎戸 509	市営住宅内	29	根古谷 425- 1	第 19 分団機庫
6	泉台 3 丁目-17	八街北小学校	30	用草 1044	用草分館
7	富山 1336- 7	富山農村共同館	31	勢田 682- 4	日暮信夫宅前
8	文違 301-317	第 6 分団機庫	32	吉倉 338- 1	吉倉公民館裏
9	文違 301	文違コミュニティセンター	33	八街へ 199-13	笹引小学校
10	八街ほ 159- 8	中央公園	34	八街へ 199-10	給食センター前
11	朝日 92	朝日区青年館	35	大谷流 867	川上小学校
12	朝日 486	八街植木センター	36	大谷流 644	秋葉 充宅畑
13	沖度 292- 1	七区公民館	37	砂 91- 1	いさご会館
14	八街に 251- 9	大清水青年館	38	吉倉 590- 1	八街南中学校
15	八街に 104	二区青年館	39	四木 1260	四木青年館
16	八街ほ 301	実住小学校	40	四木 1925	小間子馬神社
17	八街い 55	神田公民館	41	滝台 213	第 7 分団機庫
18	大木 674-10	大木コミュニティセンター	42	山田台 1	二州小学校
19	八街ほ 651	富士見台団地	43	山田台 178	山田台青年館
20	大関 236- 7	大関公民館	44	山田台 652	二州第一保育園
21	八街ろ 167- 9	真井原公民館	45	上砂 208- 2	上砂農村広場
22	みどり台 2 丁目 22	みどり台集会所	46	沖 1033	二州小学校沖分校
23	八街ろ 111- 3	交進小学校	47	八街に 45-79	二区コミュニティセンター
24	八街ろ 59-10	西林公民館			

【避難・物資・輸送関係】

資料4-1 指定緊急避難場所・指定避難所一覧表

No.	名称	避難対象地区	緊急避難場所			避難所	収容可能人員		備蓄倉庫	備考
			地震	内水	土砂		屋内	屋外		
1	朝陽小学校	朝陽学区	●	●	●	●	1,210	7,447	○	
2	文違コミュニティセンター	朝陽学区	●	●	●	●	54	-		
3	八街東小学校	東小学区	●	●	●	●	1,309	7,257	○	
4	八街中学校	東小学区	●	●	●	●	1,538	15,184	○	
5	八街市役所 ・総合保健福祉センター	東小学区	×	●	●	×	236 110	-	○	
6	交進小学校	交進学区	●	●	●	●	729	8,968	○	
7	中央公民館	実住学区	●	●	●	●	319	-	○	
8	八街中央中学校	実住学区	●	●	●	●	1,930	14,579	○	
9	実住小学校	実住学区	●	●	●	●	1,516	11,572	○	
10	八街保育園	実住学区	●	●	●	●	288	3,567	○	
11	神田集会所	交進学区	●	●	●	●	56	-		
12	笹引小学校	笹引学区	●	●	●	●	565	8,352	○	
13	川上小学校	川上学区	●	●	●	●	990	10,077	○	
14	八街南中学校	川上学区	●	●	●	●	1,170	16,669	○	
15	コミュニティセンター いさご会館	川上学区	●	●	●	●	51	-		
16	二州小学校沖分校	二州沖 分校学区	●	●	●	●	343	9,414	○	
17	滝台コミュニティセンター	二州学区	●	●	●	●	48	-	○	
18	二州小学校	二州学区	●	●	●	●	856	10,862	○	
19	朝陽保育園	朝陽学区	●	●	●	●	245	3,382	○	
20	交進保育園	交進学区	●	●	●	●	205	1,621	○	
21	実住保育園	実住学区	●	●	●	●	190	3,420	○	
22	松林公民館	交進学区	●	●	●	●	57	-	○	
23	用草公民館	川上学区	●	●	●	●	54	-	○	避難路の土砂災害警戒区域に注意
24	八街北小学校	北小校区	●	●	●	●	846	6,508	○	
26	八街市スポーツプラザ	交進学区	●	●	●	●	947	-	○	
26	八街北中学校	朝陽学区	●	●	●	●	1,182	13,673	○	
27	けやきの森公園	実住学区	●	-	-	-	-	11,939	○	
28	二州第一保育園	二州学区	●	●	●	●	132	1,129	○	
29	二州第二保育園	二州学区	●	●	●	●	159	2,012	○	
30	八街高等学校	交進学区	-	-	-	▲	-	-		災害協定
31	千葉黎明高等学校	実住学区	-	-	-	▲	-	-	△	災害協定

※ 備蓄倉庫には食料・毛布・防水シートなどが備蓄されている。

※ 指定緊急避難場所欄の「地震」、「内水」、「土砂（災害）」は、対象災害の種類を示す。

※ 「●」は使用可、「▲」は条件付きで使用可（条件は備考欄を参照）、「×」は使用不可を示す。

※ 八街高等学校と千葉黎明高等学校は災害協定による避難所で、状況に応じて開設する。

※ 「△」は市の備蓄品の保管協力があるものを示す。

【避難・物資・輸送関係】

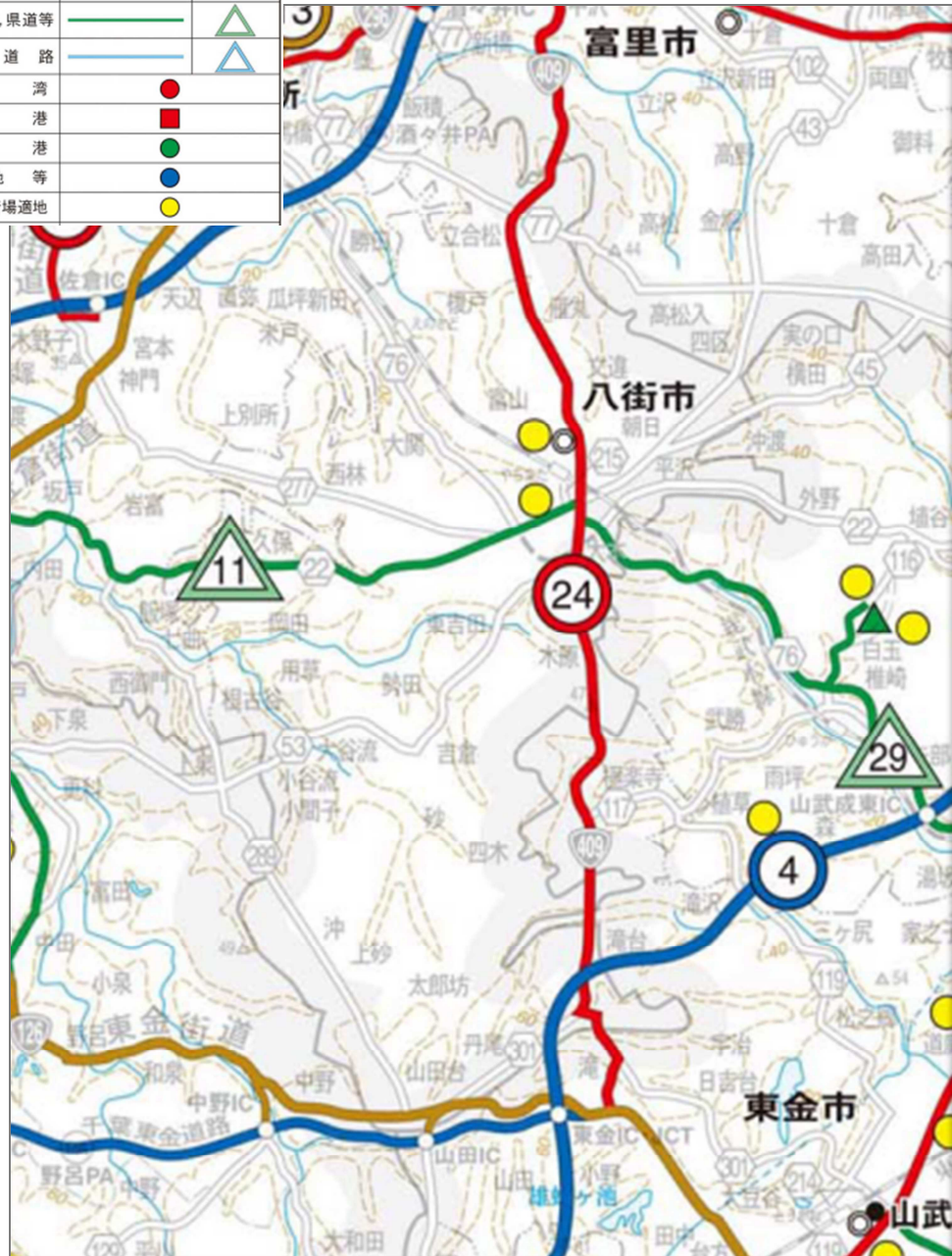
資料4-2 市の備蓄品

物資名	公的備蓄数量	単位	現備蓄数量	備考
倉庫名	八街市備蓄倉庫			
所在地	八街市八街ほ35-29		電話	NTT 043-443-1111
管理者名	総務部防災課		防災	230-721
非常食	11,500	食	11,500	
ミネラルウォーター	2,160	本	2,160	
毛布	2,400	枚	2,400	
防水シート	2,210	枚	2,210	
土嚢袋	12,200	袋	12,200	
排水ポンプ	3	基	3	
発電機	24	基	24	
投光器	22	基	22	
コードリール	22	台	22	
ハンドマイク	3	台	3	
リヤカー	6	台	6	
簡易間仕切り	32	セット	32	
ガリソリ携行缶	15	缶	15	
ガリソリ缶詰	120	缶	120	
紙おむつ	1,896	組	1,896	
生理用品	2,240	組	2,240	
粉ミルク	400	缶	400	
カセットコンロ	5	台	5	
簡易トイレセット	10	セット	10	

資料4-3 緊急輸送道路分布図

ルート番号	道路種別		路線名	備考
○4	一次路線	有料道路	首都圏中央連絡自動車道	
○24	一次路線	一般国道	409号	
△11	二次路線	県道	22号 千葉八街横芝線	
△29	二次路線	主要地方道	76号 成東酒々井線	

凡 例				
輸送施設	道路種別		ルート	ルート番号
	緊急輸送道路	1次路線	高規格幹線道路等	
一般国道(指定)				
一般国道(指定外) 県道等				
2次路線		有料道路		
		一般国道、県道等		
		有料道路		
港	湾			
漁	港			
空	港			
自衛隊基地等				
主なヘリコプター臨時離発着場適地				



資料4-4 市内の千葉県倉庫協会加盟倉庫事業者一覧

事業所名	住所	電話番号	FAX番号
(株)帝国倉庫千葉営業所	八街に 46-6	043-440-7423	043-441-2931
(株)平成倉庫	八街は 19	043-444-8222	043-444-5137
八街倉庫(株)	八街ほ 235	043-443-1211	043-443-1214
丸八倉庫(株)八街営業所	上砂字柿木台 82-1	043-445-0890	043-445-0891
乾汽船(株)千葉東文書センター	八街い 16	043-443-8131	043-443-8133

資料5-1 千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年3月15日
組合条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)第2条に規定する災害(以下「自然災害」という。)により死亡した千葉県市町村総合事務組合規約(昭和30年千葉県告示第496号)第3条第1項第10号に掲げる事務を共同処理する団体(以下「共同処理団体」という。)の住民の遺族に対する災害弔慰金の支給、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた共同処理団体の住民に対する災害障害見舞金の支給及び自然災害により被害を受けた共同処理団体の世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて規定するものとする。

(災害弔慰金の支給)

第2条 組合は、次の各号に掲げる災害により死亡した者(当該自然災害発生の当時、共同処理団体の住民であった者に限る。以下同じ。)の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

- (1) 法に基づく政令(以下「政令」という。)第1条の災害
- (2) 前号に規定する災害以外の自然災害

(遺族の範囲及び順位)

第3条 前条に規定する遺族は、次に掲げる者とする。

- (1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあった者を除く。以下同じ。)、子、父母、孫及び祖父母で災害により死亡した者の死亡当時主としてその者の収入によって生計を維持していた者
- (2) 配偶者、子、父母、孫及び祖父母で前号に該当しない者

2 前項に掲げる者が災害弔慰金を受ける順位は、前項各号の順位により、同順位の遺族については、配偶者、子、父母、孫及び祖父母の順序とする。この場合において、父母については養父母を先にし、実父母を後にし祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前項の規定により難いときは、前項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうちで組合長が適当と認める者を第1順位者として災害弔慰金を支給することができる。

4 災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上ある場合には、その1人に対してした支給は1全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第4条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し、災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に第6条に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(災害による死亡の推定)

第5条 自然災害の際現にその場にいあわせた者につき、当該災害のやんだ後3月間その生死がわからない場合には、災害弔慰金に関する規定の適用については、その者は、当該災害によって死亡したものと推定する。

(災害障害見舞金の支給)

第6条 組合は、第2条に規定する災害により共同処理団体の住民(当該自然災害発生の当時、共同処理団体の住民であった者に限る。以下同じ。)が負傷し又は疾病にかかり、治ったとき(その症

【実施基準・協定等】

状が固定したときを含む。)に別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金を支給する。

(災害障害見舞金の額)

第7条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(支給の制限)

第8条 災害弔慰金及び災害障害見舞金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡又は当該障害者の負傷若しくは疾病が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 政令第2条及び第2条の3に規定する事由に該当する場合
- (3) 災害に際し、市町村の長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市町村の長が支給を不相当と認めた場合

(認定等)

第9条 共同処理団体の長は、第2条に規定する災害による死亡と認められる死亡が発生した場合又は第6条に規定する障害者と認められることとなった場合は、速やかにその旨を組合長に報告しなければならない。

2 組合長は、前項の規定による報告を受けたときは、直ちにその死亡又は障害が第2条又は第6条に規定する災害によるものであるかどうか及び前条の規定の適用について認定しなければならない。

(災害援護資金の貸付け)

第10条 組合は、千葉県内において災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助が行われた場合において、当該同一の自然災害により被害を受けた世帯で政令の定めるところにより算定したこれに属する者の所得の合計額が、第1号及び第2号に掲げる被害にあっては同一の世帯に属する者が1人であるときは220万円、2人であるときは430万円、3人であるときは620万円、4人であるときは730万円、5人以上であるときは690万円にその世帯に属する者のうち4人を除いた者1人につき30万円を加算した額、第3号に掲げる被害にあっては1,270万円に満たないものの住民である世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うことができる。

- (1) 療養に要する期間が1月以上である世帯主の負傷
- (2) 住民又は家財の被害金額が当該住居又は家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(次号に掲げる場合を除く。)
- (3) 住居の滅失

(災害援護資金の限度額等)

第11条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - イ 世帯主の負傷の場合 150万円
 - ロ 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家の損害」という。)があった場合 250万円
 - ハ 住居が半壊した場合 270万円
 - ニ 住居が全壊した場合 350万円
- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - イ 家財の損害があった場合 150万円
 - ロ 住居が半壊した場合 170万円
 - ハ 住居が全壊した場合(ニの場合を除く。) 250万円

【実施基準・協定等】

ニ 住居の全体が滅失した場合 350 万円

(3) 第 1 号のハ又は前号のロ若しくはハにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。

2 1 災害について、前項の被害の 2 以上の事由に該当する場合における貸付限度額は、その該当する被害に対応する貸付限度額のうち、いずれか高い額とする。

3 災害援護資金の償還期間は、10 年とし、据置期間はそのうち 3 年（政令第 7 条第 2 項括弧書の場合は、5 年）とする。

(利息)

第 12 条 災害援護資金は、前条に規定する据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 3 パーセントとする。

(償還方法)

第 13 条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

(保証人)

第 14 条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、災害援護資金を受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第 16 条の規定による違約金を包含するものとする。

(一時償還)

第 15 条 組合長は、災害援護資金の貸付けを受けた者が、偽りその他不正な手段により貸付けを受けたとき、又は償還金の支払を怠つたときは、第 11 条の規定にかかわらず、当該災害援護資金の貸付けを受けた者に対し、災害援護資金の全部又は一部につき、一時償還を請求することができる。

(違約金)

第 16 条 組合長は、災害援護資金の貸付けを受けた者が、支払期日に償還金又は前条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかつたときは、延滞元利金につき、年 10.75 パーセントの割合をもつて、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。ただし、当該支払期日に支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

(償還金の支払猶予)

第 17 条 組合長は、災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になつたと認められるときは、第 11 条の規定にかかわらず、償還金の支払を猶予することができる。

2 前項の規定により償還金の支払が猶予されたときは、災害援護資金の利子の計算については、その償還金の支払によつて償還されるべきであつた貸付金は、猶予前の支払期日に償還されたものとみなす。

(償還の免除)

第 18 条 組合長は、災害援護資金の貸付けを受けた者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため災害援護資金を償還することができなくなつたと認められるときは、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、保証人が当該災害援護資金の償還未済額を償還することができる場合、この限りでない。

(補則)

第 19 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

(以下略)

【実施基準・協定等】

資料5-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

(平成30年8月現在)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり320円以内 高齢者等の要配慮者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて供与することが可能
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型仮設住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 5,610,000円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費	災害発生の日から20日以内に着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,610,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる。) 3 高齢者等の要配慮者等を複数人収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○借上型仮設住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる。 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、又は災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり1,140円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上

【実施基準・協定等】

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品の喪失等により、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊 全焼 流失	夏	18,500	23,800	35,100	42,000	53,200	7,800
			冬	30,600	39,700	55,200	64,500	81,200	11,200
		半壊 半焼 床上浸水	夏	6,000	8,100	12,200	14,800	18,700	2,600
冬	9,800		12,800	18,100	21,500	27,100	3,500		
医 療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上					
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上					
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上					
被災住宅の応急修理	1 住家が半壊(焼)し、自らの資力では応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり 584,000円以内	災害発生の日から1ヵ月以内						
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒(特別支援学校の児童、生徒を含む。)	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材の実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,400円 中学校生徒 4,700円 高等学校等生徒 5,100円	災害発生の日から(教科書)1ヵ月以内(文房具及び通学用品)15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。					

【実施基準・協定等】

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者	1 体当たり 大人 (12歳以上) 211,300円以内 小人 (12歳未満) 168,900円以内	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について死体に関する処理(埋葬を除く。)をするもの	(洗浄、消毒等) 1 体当たり3,400円以内 (一時保存) 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり5,300円以内 (検 査) 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
住宅障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態で、自らの資力では除去することができない者	1 世帯当たり135,400円以内	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理 配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	日当 1人1日当たり 医師、歯科医師 24,700円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 14,300円以内 保健師、助産師、看護師及び准看護師 14,800円以内 救急救命士 13,900円以内 土木技術者、建築技術者 14,600円以内 大工 23,900円以内 左官 25,500円以内 とび職 25,800円以内		時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
	災害救助法施行令第4条第5号から第10号までに規定する者	業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額以内		

【実施基準・協定等】

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
救助事務費	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	災害救助法第21条に定める国庫負担を行う年度における各災害に係る左記の1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内 イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4		救助事務費以外の費用の額とは、救助の実施のために支出した費用及び実費弁償のために支出した費用を合算した額、災害救助法第9条第2項に規定する損失補償に要した費用の額、災害救助法施行令第8条第2項に定めるところにより算定した法第12条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第19条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第20条第1項に規定する求償に対する支払に要した費用の額（救助事務費の額を除く。）の合計額をいう。

資料5-3 八街市自主防災組織整備事業資機材購入補助金交付要綱

平成18年3月24日 告示第47号
 改正 平成27年8月13日 告示第163号

(趣旨)

第1条 市長は、災害時における地域住民による避難救護体制の整備及び初期消火体制等の強化を図るため、予算の範囲内において八街市補助金等交付規則(昭和52年規則第4号)及びこの要綱に基づき市内の自主防災組織(以下「組織」という。)に対し、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において「組織」とは、自主的な地域の防災活動を行うため、区、自治会等を単位として、おおむね50世帯以上で構成された団体をいう。

(補助の対象者)

第3条 補助金を交付する対象者は、自主防災組織設立届(別記様式)を市長に提出した組織とする。
 2 前項の規定にかかわらず、組織の設立後にこの補助金の交付を受けたことがあるものについては、補助の対象としない。

(補助対象経費及び補助額)

第4条 補助の対象となる経費は、次の表に掲げる資機材の購入経費のほか、組織の整備に要する経費で特に必要があると市長が認めたものとする。

目的	資機材名
情報収集・伝達用	携帯用無線機、受令機、メガホン 携帯用ラジオ、腕章、住宅地図、模造紙、メモ帳、油性マジックその他情報収集・伝達に必要な資機材
初期消火用	可搬式動力ポンプ、可搬式散水装置、簡易防火水槽、ホース、スタンドパイプ、格納器具、街頭用消化器、防火衣、鳶口、ヘルメット、水バケツその他初期消火に必要な資機材
救出活動用	パール、はしご、のこぎり、スコップ、なた、ジャッキ、ペンチ、ハンマー、ロープ、チェーンソー、エンジンカッター、チェーンブロック、油圧式救助器具、可変式ウィンチ、防煙・防塵マスクその他救助活動に必要な資機材
救護用	担架、救急箱、テント、毛布、シート、簡易ベッドその他救護に必要な資機材
避難・避難所用	リヤカー、発電機、警報器具、携帯用投光器、標識板、標旗、強力ライト、簡易トイレ、寝袋、組立式シャワーその他避難・避難所に必要な資機材
給食・給水用	炊飯装置、鍋、コンロ、ガスボンベ、給水タンク、緊急用浄水装置、飲料用水槽その他給食・給水に必要な資機材
訓練・防災教育用	放送機器、組立式水槽、煙霧機、訓練用消火器、心肺蘇生用人形その他訓練・防災教育に必要な資機材
その他	簡易型資機材倉庫、ビニールシート、携帯電話機用充電器その他必要な資機材

2 補助金の額は、1組織につき50万円を限度とする。

一部改正〔平成27年告示163号〕

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(以下略)

【実施基準・協定等】

資料5-4 災害協定一覧

協定名	協定締結先	締結日 (最新変更)	協定内容
災害予防関係			
公告付避難場所等電柱看板に関する協定書	東電タウンプランニング(株)千葉総支社	H26.11.7	電柱巻付型広告看板の一部に避難所の案内を表示
相互応援関係			
災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	千葉県及び県内全市町村	H8.2.23	災対法第67条第1項による市町村相互の応援に係る協定
千葉県広域消防相互応援協定書	千葉県下の市町村及び一部事務組合	H4.4.1 (H18.8.22)	消防相互応援に係る協定
千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱		H4.4.1 (H13.12.1)	上記協定に基づく実施要綱
航空特別応援実施要綱に基づく回転翼航空機による救急活動運用要領		H13.12.1	上記要綱に基づく必要事項
千葉県広域消防相互応援協定書に基づく火災調査等特別応援実施要綱		H15.4.1	消防本部相互間における火災調査等特別応援の必要な事項
千葉県水道災害相互応援協定	千葉県及び県内水道事業者	H7.11.2 (H24.3.30)	県の調整下での応援活動
成田国際空港消防相互応援協定	成田市、佐倉市八街市酒々井町消防組合、山武郡市広域行政組合、四街道市、印西地区消防組合、富里市、匝瑳市横芝光町消防組合、香取広域市町村圏事務組合、栄町、成田国際空港(株)	H18.7.12	航空機災害の消火救難活動に関する相互応援
災害時における協力に関する協定書	日本郵便(株)八街市内郵便局	H9.10.24	災害情報や避難用施設等の提供協力
情報通信関係			
災害時の情報交換に関する協定書	国土交通省関東地方整備局長	H24.6.15	災害時の情報交換
特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	東日本電信電話(株)ビジネス&オフィス営業推進本部ビジネス営業部千葉営業所	H26.8.29	災害時の非常用電話(特設公衆電話)の設置、利用及び管理の協力
防災情報等の提供に関する協定	ファーストメディア(株)	H28.10.19	スマホ向け総合防災アプリの防災情報提供協力
災害時における地図製品等の供給等に関する協定	(株)ゼンリン	H29.5.15	地図製品等の供給、貸与及び保管、利用の協力

【実施基準・協定等】

協定名	協定締結先	締結日 (最新変更)	協定内容
停電時における八街市防災行政無線の活用に関する協定書	東京電力パワーグリッド(株)成田支社	H29.7.19	電力に係る大規模事故や広範囲の停電時における防災行政無線の活用
医療福祉関係			
災害時における医薬品等の供給に関する協定書	八街市薬剤師会	H11.9.30	災害時の医薬品等の供給
災害時の医療救護活動に関する協定書	(公社)印旛市郡医師会	H11.10.12	災害時の医療救護活動への医療救護班の派遣
災害時の歯科医療活動に関する協定書	(公社)印旛市郡歯科医師会	H11.11.1	災害時の歯科医療活動への歯科医療班の派遣
特定接種の接種体制に関する覚書	鈴木クリニック、かまだ整形外科、榎戸クリニック・関医院、新八街総合病院、奥秋内科医院、東葉クリニック、淡路ウイメンズクリニック、湯沢クリニック、粕屋内科医院、八街こどもクリニック、日野耳鼻咽喉科医院、ひきたクリニック、遠藤内科医院、やちまた皮膚科、長谷川病院、海保病院、ひじかたクリニック	H28.6.30 H28.7.19 H28.7.20 H28.8.1	新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条の規定に基づき実施される特定接種の協力
八街市災害ボランティアセンターの設置に関する協定書	(社福)八街市社会福祉協議会	H27.12.28	災害ボランティアセンターの設置及び運営等の協力
災害時における福祉避難所の設置及び管理運営に関する協定	障害者支援施設コスモ・ヴィレッジ、特別養護老人ホーム空、特別養護老人ホームコート・エミナーズ、就職するなら明朗塾、障害者支援施設十倉厚生園、障害者支援施設富里福葉園、さわやかリビング八街、ゆかり(榆花里)八街、老人保健施設さんふらわ、特別養護老人ホームハーモニー、特別養護老人ホームゆかり八街西林、生活クラブ風の村特養ホーム八街、介護付有料老人ホーム白松の里	H29.5.19	災害時の福祉避難所の開設協力
福祉用具等物資の供給等協力に関する協定	(一社)日本福祉用具供給協会	H28.11.29	災害時の介護用品、衛生用品等の供給協力
物資関係			
災害時における物資の供給及び施設の提供に関する協定書	イオンリテール(株)イオン八街店	H18.8.1	災害時の生活物資の供給協力等
災害時における物資供給に関する協定書	八街市ガス事業協同組合	H18.8.22	災害時のガス事業者取扱物資の供給協力等
災害時における物資供給に関する協定書	(一財)千葉県エルピーガス協会 印旛支部	H21.2.2	災害時のガス事業者取扱物資の供給協力等

【実施基準・協定等】

協定名	協定締結先	締結日 (最新変更)	協定内容
災害時における生活物資の供給協力に関する協定書	(株)カインズ	H24. 4.1	災害時の生活物資の供給協力等
災害時における生活物資の供給協力に関する協定書	千葉みらい農業協同組合	H25.3.12	災害時の生活物資の供給協力等
災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定書	(株)セブン-イレブン・ジャパン	H27.11.30	災害時の生活物資の供給協力等
災害時における飲料水の供給協力に関する協定書	一宮運輸(株)	H28.3.18	災害時の生活物資の供給協力等
災害発生時におけるダンボール製品の調達に関する協定書	Jパックス(株) セッツカートン(株)	H28.8.4	災害時の避難所設営等に必要物資の供給協力等
防災施設利用に関する覚書	(学法)千葉黎明学園(千葉黎明高等学校)	H28.10.26	市備蓄品の保管協力
災害発生時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	生活協同組合コープみらい	H29.2.9	災害時の応急生活物資の供給協力
災害発生時における物資供給に関する協定	(NPO)コメリ災害対策センター	H29.7.4	災害時における生活物資の供給協力
災害発生時における緊急物資輸送に関する協定	千葉県トラック協会印旛支部	H29.3.24	災害時の緊急物資輸送の協力
避難所関係			
避難所施設利用に関する協定書	(学法)千葉黎明学園(千葉黎明高等学校)	H24.7.18	避難所及び避難場所としての利用
災害時における避難所等の施設利用に関する協定書	千葉県立八街高等学校	H25.4.18	災害時の避難所及び避難場所としての利用
その他応急対策関係			
災害時の奉仕活動に関する協定書	八街市建設業災害対策協力会	H18.10.10	災害予防活動及び災害復旧活動等の協力
災害時における支援協力に関する協定書	(一社)全国霊柩自動車協会	H19.4.3	災害時の遺体の輸送、収容、安置等の協力
災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書	千葉県土地家屋調査士会	H26.11.7	災害時の家屋被害の認定調査等の協力
地震災害発生時における応急対応活動に関する協定書	(公社)千葉県建築士事務所協会	H28.5.20	災害時の被災建築物応急危険度判定の支援等
地震災害発生時における応急対応活動に関する協定書	(一社)千葉県建築士会	H28.6.9	災害時の被災建築物応急危険度判定の支援等
災害時における動物救護活動に関する協定	(公財)千葉県獣医師会印旛地域獣医師会	H29.2.28	災害時の動物救護に関する活動の協力
災害時における石油類燃料の供給に関する協定書	千葉県石油商業組合八街支部	H30.5.18	災害時の救援活動に係る石油類燃料の供給協力